

新潟県保険医会 FAXニュース

第60号

新潟県保険医会
〒950-0865
新潟市中央区本馬越2-17-5
TEL (025)241-8625
FAX (025)241-4959
開所時間 月~金 9:00~17:30

新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて

これまでに発出された厚労省事務連絡のうち、一部を抜粋し概要をお知らせいたします。

1. 臨時の対応下の電話等初診料・電話等再診料の加算について

新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて(その20)(6月1日)

新型コロナウイルス感染症に係る臨時的な取扱いにより、電話や情報通信機器を用いた診療を行った場合について、以下の加算の算定が認められていたことが明示されました。(算定にあたってはそれぞれの加算の要件を満たす必要があります。)

○電話等初診料214点(令和2年4月10日から適用)

A000 初診料の 「注6 乳幼児加算」「注7 時間外加算、休日加算、深夜加算」
「注8 小児科特例」「注9 夜間・早朝等加算」

○慢性疾患等を有する定期受診患者等に対しての電話等再診料(令和2年2月28日から適用)

A001 再診料の 「注4 乳幼児加算」「注5 時間外加算、休日加算、深夜加算」
「注6 小児科特例」「注7 夜間・早朝等加算」
「注11 明細書発行体制等加算」

2. 医療保険の訪問看護について

新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて(その14)(4月24日)、(その21)(6月10日)

訪問看護計画等に基づき訪問を予定していたが、新型コロナウイルスへの感染を懸念した利用者等からの要望等により訪問看護が実施できず、代わりに看護職員が電話等で病状確認や療養指導等を行った場合の取扱いをまとめました。

① 医療機関の看護職員による訪問看護 (その21)(6月10日)

医療機関において在宅患者訪問看護・指導料又は同一建物居住者訪問看護・指導料を算定している患者について、訪問看護の代わりに看護職員が電話等で病状確認や療養指導等を行った場合 **訪問看護・指導体制充実加算150点** のみを算定できます。(※算定要件は以下)

- 当該月の訪問看護計画が策定されている。
- 当該月に1日以上は対面での訪問看護・指導を提供している。
- 電話等での対応は、医師による指示の下、患者又はその家族等に継続した訪問看護の必要性を十分に説明し、同意を得た上で実施する。
- 医師の指示内容、患者等の同意取得及び電話等による対応の内容について記録に残す。
- 訪問看護・指導体制充実加算は、訪問を予定していた日数に応じて、電話等による対応を行った日について算定できる。
- 訪問看護・指導体制充実加算を当該取扱いに係る患者に対してのみ算定する医療機関については、当該加算の施設基準を満たしているものとみなし、届出は不要。

② 訪問看護ステーションによる訪問看護 (その14)(4月24日)

訪問看護ステーションも医療機関と同様、当該月に対面での訪問看護を1日以上提供していることを条件に、看護職員が訪問看護の代わりに電話等で病状確認や療養指導等を行うことが認められていますが、この際、当該ステーションは**訪問看護の代わりに電話等による対応を行う旨を主治医に連絡し、指示を受けること**とされていますのでご留意ください。